

[事案 22-138] 障害給付金支払請求

・平成 23 年 11 月 11 日 和解成立

※[22-139]と同趣旨の内容であるが、本事案の申立は個人によるもの。

<事案の概要>

転倒事故によって人工関節置換術を受け、身体障害状態になったので障害給付金を請求したところ、「不慮の事故を直接の原因」としないことを理由に給付を拒まれたとして、障害給付金の支払を求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 55 年 7 月に自分を被保険者として障害特約に加入し、保険期間中に、歩道で転倒して膝を強打し、人工関節置換術を受けた。本件転倒により、手術を受けて身体障害となったのであるから、本件転倒は、約款で定める「不慮の事故」にあたり、それが原因で所定の身体障害状態になったので障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

障害給付金の支払条件として約款上「被保険者がその被保険者の責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因として」、特定の身体障害状態に該当したときのみ、給付対象となるところ、申立人には、もともと右膝変形性関節症という疾患があり、転倒してそれが増悪して、人工関節置換術を受けたものであるので、約款上の給付要件には該当せず、障害給付金の支払いに応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理し、下記のとおり審査会としての見解を保険会社に伝えたところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

- (1) 申立人は、住宅前の歩道の段差に躓き、前のめりに転倒し、右ひざを強打して打撲し、右膝変形性関節症により、人工関節の手術を受けているが、カルテ等によれば、それ以前の時点で、すでに、同症は発症し、いずれ人工膝関節置換術を行わざるを得なくなることが想定されていたのであるから、転倒そのものが、人工関節置換術をしななければならないようになった原因であると考えすることはできない。よって、申立人の状態が「不慮の事故を直接の原因とした」ものであるとは、判断できない。
- (2) しかし、一方で、申立人の転倒から 10 日後に手術施行となっていること、主治医への照会書に対する回答書によれば、人工関節置換術施行について、主治医も転倒の事実が原因として寄与したことを認めていることなどの事情も存在する。

【参考】

* 本事案の障害給付金支払に関する約款規定

「被保険者がその被保険者の責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて 180 日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態に該当したとき」

「不慮の事故」：対象となる不慮の事故とは、偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は偶発的な外来の事故とみなしません。）